平成２９年（フ）第３３５号
奈良県天理市岩室町149番地　村田ビル201号
債務者　田所　正則
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４１号
奈良市西之阪町17番地　市営住宅３―305号
債務者　中西　照美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４６号
奈良県天理市前栽町126番地５　平尾住宅Ｉ６号
債務者　石橋　裕子（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３５５号
奈良県大和郡山市今国府町307番地５　エスポワール今国府201
債務者　村田　早希
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２０１号
奈良県大和高田市昭和町５番18号
債務者　片山　佳彦
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
奈良県橿原市縄手町210－１サウスビレッジⅡ201、住民票上の住所奈良市南肘塚町126番地の７
債務者　朝倉　祥太
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第９６９号
広島市中区吉島西３丁目６番15―604号
債務者　上田　恵子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８４号
広島市西区南観音２丁目５番24―203号
債務者　川口ツミヱ
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９０号
広島県安芸郡府中町鹿籠２丁目９番10―205号
債務者　中原　祐樹
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００９号
広島市安佐南区祇園６丁目12番20―102号
債務者　横木　未歩（旧姓郷原）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２０号
熊本市南区近見１丁目16番16号　森病院内、前住所熊本県葦北郡芦北町大字田浦町358番地２
債務者　山下　充守
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６８号
大分県別府市大字北石垣52番地の３
債務者　黒木　　聖（旧姓小手川）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８２号
大分市南春日町11番24号（コーポ菅谷105）
債務者　松本　純子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
大分県豊後大野市三重町赤嶺1074番地　市営朝日ケ丘住宅Ｃ―206号
債務者　鶴原　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第５１７号
鹿児島県鹿児島市東佐多町2234番地５　東佐多住宅1105号
債務者　下園　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３６号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町２丁目４番26号　グリーンコーポＢ　８号室
債務者　西岡　二郎
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目５番１―302号
債務者　山中　礼子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係